

熊谷市立江南文化財センター 山下祐樹

国指定史跡「^{はらかんがいせきぐん}幡羅官衙遺跡群」

^{はらかんがいせきぐん}幡羅官衙遺跡群は、深谷市と熊谷市にまたがって広がる古代幡羅郡の郡家（郡役所）跡とその関連施設の遺跡です。深谷市には郡家跡の幡羅官衙遺跡、熊谷市には、^{あまのいほ}祭祀場跡の西別府祭祀遺跡、寺院跡の西別府廃寺、幡羅官衙遺跡と同じ郡家跡の西別府遺跡があります。このうち幡羅官衙遺跡と西別府祭祀遺跡が、地方役所の構造や立地を知る上で大変重要な遺跡であるとして国の史跡に指定されました。

遺跡は、7世紀後半～11世紀前半（飛鳥時代～平安時代、約400年間）の郡役所の全体像が把握できるとともに、その変遷の過程が確認できる希有なものです。当時は、律令制度による天皇を中心とした中央集権国家の時代で、全国には70を超える国があり、この地は現在の埼玉県と東京都にあった武蔵国21郡のうち幡羅郡に所属しました。幡羅郡域は、おおよそ現在の熊谷市域の荒川以北と深谷市の東の一部であったと推定されます。郡家では、地方の有力者から任命された^{くんにん}郡司による政治が行われ、その定員数は中郡規模の幡羅郡では4人と定められていました。

これまでの深谷市・熊谷市の発掘調査により、幡羅郡家では、当時税であった稲を収納した倉庫群（「正倉院」）、郡司や国内を巡行する^{くわし}国司が宿泊したり、接待のための宴会が行われた「館」、宴会の食事を準備したり、食料や食器を管理していた「厨家」など様々な施設が発見されています。しかし、郡家の中枢施設で、郡政治の執務や儀式などを行っていた「郡庁」と呼ばれる施設は、未だ発見されていません。また、幡羅郡家には、近接して祭祀場や寺院がつけられ、郡家にとって重要な役割をもち、郡家とともに機能していました。

祭祀場【西別府祭祀遺跡】は、現在の西別府湯殿神社境内を中心に所在し、神社社殿裏の低地ではかつて豊かな湧水があり、7世紀後半は石製模造品、8世紀以降は土器を用い、11世紀前半にかけて、豊かな水の恵みや郡政治の安寧を願い祈りが捧げられていたと推定されます。

寺院【西別府廃寺】は、仏教の力による郡政治の安定等を願って、8世紀～9世紀の約200年間、僧侶によって仏に祈りが捧げられていたと推定されます。郡家・祭祀場・寺院の三要素が揃うのは全国的に見ても少なく貴重で、他には岐阜県の^{あまぐさかんが}弥加寺官衙遺跡群や神奈川県の下寺尾官衙遺跡群が知られています。



祭祀場【西別府祭祀遺跡】(湯殿神社裏の堀の様子)



幡羅官衙遺跡群全景（南東から）



【国指定文化財】「西別府祭祀遺跡出土石製模造品」
 さきせいもぞうひん
 (石製模造品: 柔らかく加工しやすい滑石という石を材料として、



幡羅官衙遺跡群全体復元イメージ

愛三の技術革新と生産量の拡大

明治25年(1892)から28年(1895)頃の埼玉県における大麦の10アール(1反)当たりの平均収量が3俵余りであった当時、明治29年(1896)、愛三は10アール当たりの平均収量が13俵余りという驚異的な収穫を得ました。この大麦・小麦の麦作栽培と併せて、藍栽培法を研究し、藍玉製造法を編み出すなど地域の染色業への貢献も果たしています。

また、愛三は麦の栽培法の改良だけでなく、その普及活動も積極的に行いました。明治27年(1894)、別府村の農会長になりましたが、その年の12月、東京市で開かれた全国農事大会に出席し、埼玉県の農業がいかに遅れているかを認識したとのことです。県内にて現状を改善するための遊説を行い、明治29年(1896)の春までに大里郡・比企郡・児玉郡・秩父郡内の約40町村までに及びました。

全国への普及

全国への普及は、明治41年(1908)、愛三が麦作栽培法を農商務省に上申したことに始まりました。「権田式」の栽培法の普及、宣伝を行い、実効が上がるにつれて、各県からの招聘が続き、北は岩手から南は鹿児島までほとんど全国に及びました。大正12年(1923)には、『実験麦作栽培改良法』を出版し、数千部を無料で希望者に配付しました。

愛三は、これらの功績により、大正3年(1914)、緑綬褒章を賜ったのを始め、数十回の表彰を受けています。昭和3年(1928)8月3日、78歳で亡くなり、熊谷市東別府の生家の隣の香林寺に葬られました。その墓地は熊谷市指定文化財の史跡に指定されています。また、別府農村広場には権田麦翁碑が建立されています

愛三の死後、埼玉県立農事試験場にて農法研究を進めていた野村盛久(1888~1941)が小麦の品種改良に取り組み、昭和8年(1933)に生み出した小麦「埼玉27号」は、品種・収量ともに高く評価され、広く全国に普及しました。

埼玉県指定記念物 史跡「別府城跡」

現在は東別府神社となっている場所は、平安時代末から室町時代の別府氏の居館跡で、土塁・堀が残っています。「城跡」として県の指定を受けたのは、市内で唯一です。屋敷地は東西約100メートル、南北約90メートルです。堀は幅約5メートル、深さ約2.3メートルで、土塁は高さ約2メートルです。中世豪族の屋敷跡の遺構が残存しています。

東別府神社は、熊谷市東別府にある神社です。東別府神社の創建年代等是不詳ながら、当地は別府太郎義家が居城として築いた東別府城の跡で、別府氏(藤原氏)の氏神として奈良の春日神社を勧請、天正18年(1590)の落城まで、城の鎮守だったといえます。明治42年(1909)に大字埋鳥の村社榛名神社を合祀、東別府神社と改称したと伝わります。



土塁(左)
記念碑(右)

埼玉県指定記念物 史跡「別府氏墓」べっふしほ



西別府・安楽寺墓地にある別府氏墓。大小2基の五輪塔と3基の板石塔婆で、五輪塔は大きい方が別府頼重、小さい方が夫人の墓と寺伝に記されています。頼重は西別府に館を構え、九品仏堂を再建したと伝えられています。板石塔婆は、中央にある大きいものが頼重のもので、文和3年(1354)の年号があり、彫りも力強く、形式もよく、南北朝時代の特色を示しています。

臨済宗円覚寺派寺院の安楽寺は、吉祥山丈六院と号します。安楽寺は、藤原不比等淡海が丈六の三尊を安置して養老年間(717~724)に草創、武蔵国師藤原式部大輔任助の二男別府左衛門行隆が六阿弥陀を追加、九品仏堂としたといえます。安楽寺は、その九品仏堂の別当として、繁室玄茂和尚(文和2年1353年寂)が開山となり創建したとされます。忍領三十四所22番です。

熊谷市指定有形文化財「安楽寺・九品仏」あんらくじ くほんぶつ

安楽寺の九品仏堂に安置されている9体の木彫阿弥陀如来座像です。元来同地に所在していた九品仏堂は、養老年中(717~823)に藤原不比等が建立したと伝承されています。その後、現在の九品仏は江戸時代中期に新たに制作され、銘文に元文4年(1739)の年号が見られます。

